

第6回熊本大学関西連合同窓会

# 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

熊本大学大学院人文社会科学研究所  
准教授 安高啓明

# 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (1972年採択、75年発効、92年日本発効)

## 【目的】

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。

## 【定義】（文化遺産） 記念工作物／建造物群／遺跡

歴史上、芸術上又は学術上（民族学上又は人類学上）**顕著な普遍的価値**を有するもの  
⇒国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的な意義及び、又は自然的な価値を意味する

## 【評価基準】

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）。

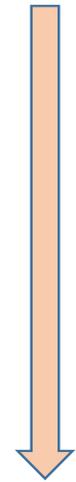
・・・17世紀から19世紀の2世紀以上にわたる禁教政策の下で密かにキリスト教を伝えた人々の歴史を物語る他に例を見ない証拠

**潜伏キリシタン**が禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ独特の宗教的伝統を物語る証拠

# 潜伏キリシタンとかくれキリシタン

## 信心具の変遷

布教期



潜伏期



解禁期



## 潜伏キリシタン

キリスト教が禁止された状態（禁教令施行中）においても密かに信仰を維持していた信者

⇒法令違反状態

- ・地下に潜る（潜伏）組織形成
- ・疑似信仰の創出  
→仏教を隠れ蓑とした信仰

## かくれキリシタン

明治になって禁教が解かれたにもかかわらず、潜伏期の信仰を維持している信者

⇒キリスト教義よりも先祖信仰を優先

- ・日本型キリスト教の継承
- ・自発的信仰者

# 登録に至るまでの経緯

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 (2007年に暫定リスト、2015年に推薦)

⇔ 明治日本の産業革命遺産 (14年推薦)

キリスト教の伝来から、信仰が禁じられた禁教期を経て、復活するまでの歴史を14の資産で証明



## 【復活期に焦点】

- ・ 教会群の歴史的遺産としての脆弱さ…大浦天主堂 (約150年)
- ・ 禁教史への不理解
  - ⇒ 日本キリスト教史の特質の見誤り

イコモス (ユネスコの諮問機関「国際記念物遺跡会議」)

「キリスト教の信仰が禁じられた時期に焦点を当てるべきと指摘」



「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」…12資産で再構成

# 長崎の教会群とキリスト教関連遺産



## I. キリスト教の伝播と布教

キリスト教の繁栄と弾圧を示す遺跡

## II. 禁教下の継承

禁教時代に形成された集落の内外にある、禁教時代から続く信仰の場、崇敬地等

## III. 解禁後の復帰

潜伏して信仰を守ってきた場所に  
信仰の証として建てられた教会群

→ 日野江城 (南島原市)

田平天主堂 (平戸市)

⇒ 悲劇からの開放をメインテーマに設定

# 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」 資産と構成



I. 宣教師不在とキリシタン「潜伏」のきっかけ  
原城跡

II. 潜伏キリシタンが信仰を実践するための試み

平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳) / 平戸の聖地と集落 (中江ノ島) / 天草の崎津集落 / 外海の出津集落 / 外海の大野集落

III. 潜伏キリシタンが共同体を維持するための試み  
黒島の集落 / 野崎島の集落跡 / 頭ヶ島の集落 / 久賀島の集落

IV. 宣教師との接触による転機と「潜伏」の終わり  
大浦天主堂 / 奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)

- ① 教会から集落
- ② 「潜伏」状態への価値付け (宗教史的評価)

# 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

## 【長所】

- ①「潜伏信仰」に焦点を絞り日本キリスト教史のオリジナリティや顕著な価値を見出す。  
⇒“教会”から“集落”への転換
- ②歴史学・民俗学・宗教学による研究成果のバランス

## 【短所】

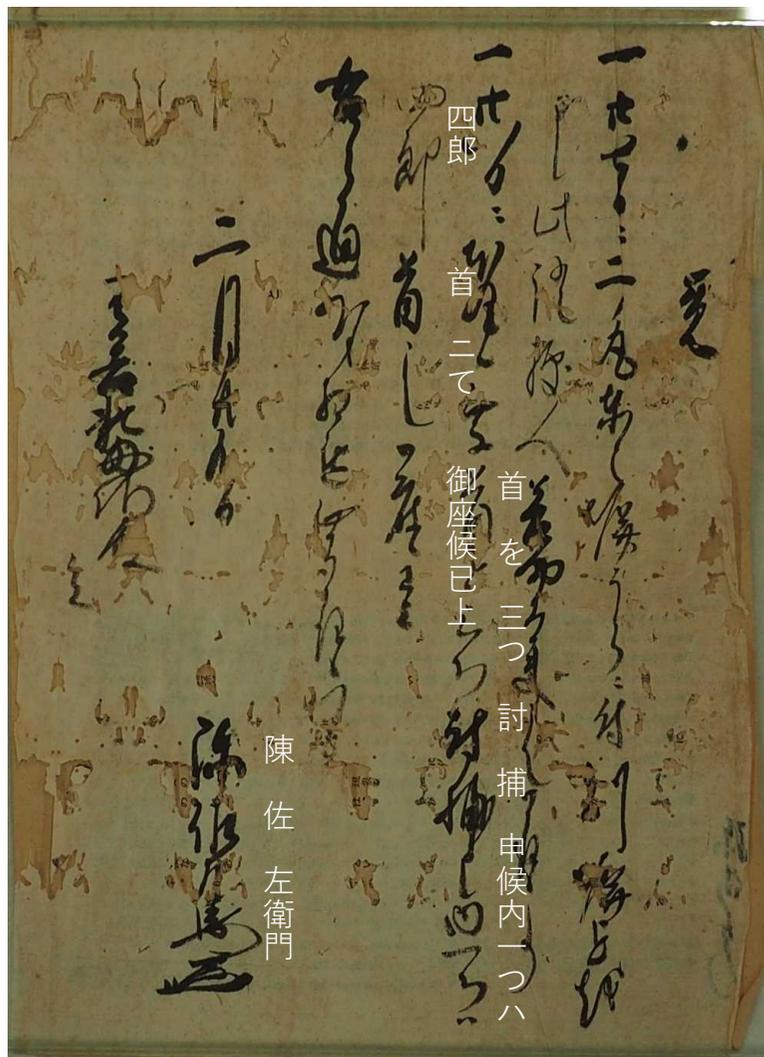
- ①構成資産のバランスが悪い  
テーマ1の構成資産は原城跡のみ  
⇒解決するために構成資産を補完する“**関連資産**”の創出
- ②悲劇史的脈絡でのテーマ性  
潜伏キリシタンの存在は“悲劇”なのか？  
⇒宗教学的価値観にテーマが偏重（=ICOMOSより）

## 構成資産①一原城跡



- ①天草四郎時貞を首領に島原半島と天草島の住民、約37000人が原城に立て籠もる  
⇒島原天草一揆
- ②原城に籠城した原因
  - ・領主の厳しい年貢取り立て
  - ・過酷なキリシタン取り締まり⇒百姓とキリシタン、浪人が籠城
- ③原城の鎮圧に軍事同盟  
幕府・阿蘭陀VS一揆・葡萄牙  
⇒蘭が貿易独占権を獲得（鎖国）

# 構成資産①一原城跡



天草四郎の首を討ち取る

「覚書」 (熊本大学附属図書館蔵)

⇒ 陳佐左衛門が3つ討ち取った首のひとつが四郎の首に認定された。

- ・ 島原天草一揆の収束
- ・ 一揆の政治利用

- ① キリシタン一揆として位置付ける  
幕府の禁教政策の正当性の根拠  
⇒ 禁教の国是化  
潜伏の状態へ
- ② 一揆鎮圧に参加した藩の「武功」  
として継承  
⇒ 平穏な時代のなかで形成

## 構成資産②一大浦天主堂



文久2(1862)年  
ジラール神父の命によりフューレが赴任、建築に着手  
⇒天草の小山秀之進が施工  
元治2(1865)年  
26聖人に捧げるために建立  
2月12日：神父プチジャンの前に日本人女性杉本ゆりがあらわれる  
「ワタシノムネ、アナタトオナジ」  
⇒信徒告白の場所  
マリア像の前でお祈り  
①キリスト教徒の発見  
⇒ほかの潜伏キリシタンの搜索  
②プチジャンは海外へ報告  
⇒日本にキリスト教徒はいないと思っていた？

## 構成資産③一天草・崎津集落



潜伏キリシタンの信心具…水方屋敷跡  
オラシヨ…崎津諏訪神社境内  
踏絵…吉田庄屋役宅跡  
解禁後の教会…初代崎津教会堂跡

### 【評価】

禁教期に潜伏キリシタンが組織的に信仰を続ける中で、アワビやタイラギの貝殻内側の模様を聖母マリアに見立てて崇敬するなど漁村独特の信仰を育み、在来宗教と信仰空間を共有した集落であり、キリスト教解禁後は崎津諏訪神社の隣に教会堂を建築した。

# 関連資産一天草地域

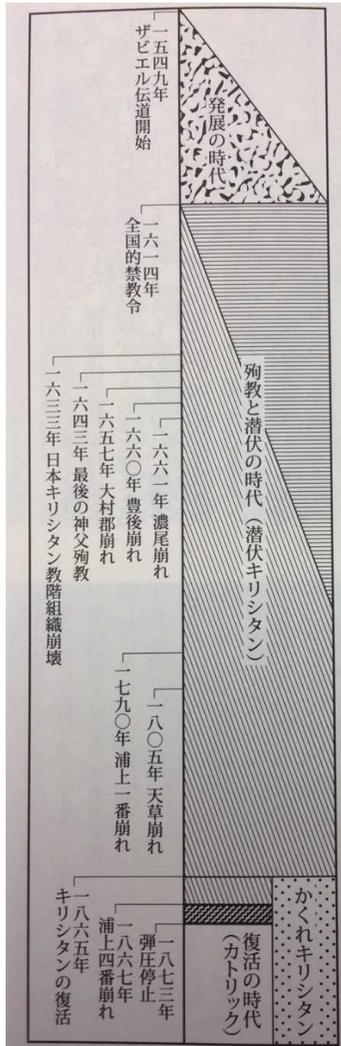


キリシタン墓碑



富岡吉利支丹供養塔

# 日本キリスト教史と天草のキリスト教



- 1549 (天文18) 年：ザビエル来航
- 1565 (永禄8) 年：大うすの払い
- 1566 (永禄9) 年：ルイス・デ・アルメイダが天草で布教
- 1587 (天正15) 年：伴天連追放令
- 1591 (天正19) 年：天草にコレジオの移転、翌年、キリシタン版の刊行
- 1596 (慶長元) 年：サンフェリペ号事件・「二十六聖人殉教事件」(97)
- 1612 (慶長17) 年：岡本大八事件
- 1612~13 (慶長18) 年：伴天連追放文(天領・私領)・・・右近ら追(14)
- 1616 (元和2) 年：二港制限令
- 1622 (元和8) 年：「元和の大殉教」
- 1628 (寛永5) 年：踏絵の開始
- 1633 (寛永10) ~36年：鎖国令(1次~4次)
- 1635 (寛永12) 年：武家諸法度に禁教規定
- 1637 (寛永14) ~38年：島原天草一揆
- 1639 (寛永16) 年：鎖国令(5次)
- 1641 (寛永18) 年：オランダ商館の出島移転
- 崩れ(初期~晩期)
- 1858 (安政5) 年：安政五カ国条約(居留地/礼拝堂建立/踏絵の廃止)
- 1868 (慶応4) 年：キリシタン制札(太政官札)の継続揭示
- 1889 (明治22) 年：大日本帝国憲法



# 踏絵なのか絵踏なのか

絵踏…十字架や、キリスト、聖母などキリシタンたちが**信仰の対象として崇める神や聖人の画像を踏ませること**

踏絵…絵踏行事に用いる御影、すなわち聖画像類をいう

⇒絵踏とは行事であり、踏絵は踏む聖画像をさしていたことば

片岡弥吉著『踏絵』

(日本放送出版協会、1969年) より



## 踏絵の教科書表記について

- ・昭和26（1951）年検定済教科書（山川出版社刊『高校日本史』）  
「宗門改を置き、踏絵や宗門人別帳をつくった」



- ・昭和48（1973）年検定済教科書（山川出版社刊『高校日本史』）  
「幕府は寺請制度をはじめ、キリスト教徒が多かった九州北部では毎年絵踏をおこなって、信者ではないことを明らかにさせた」

## 踏絵と絵踏の混同

- ・「踏絵を借用いたし、絵踏を改めん事」（大村藩『見聞集』）
- ・「絵版ハ人々踏ム者ナレバ、俗コレヲ謂テ踏絵と謂フ」  
（平戸藩『甲子夜話』）
- ・「宗門人別改絵踏帳」「宗門人別改踏絵帳」（長崎・天草）  
→踏絵を影踏の厳密な使い分けはなかった。

# 五家莊の繪踏



# 踏絵の沿革（『長崎港草』より）

## I. 導入

踏絵の起源: 寛永5(1628)年(長崎奉行水野河内守守信在勤中)

踏絵の対象者: 「転ビノ者」(=転宗者)

踏絵の道具: キリシタンたちが尊信している掛物の絵像 ⇒ 紙踏絵

## II. 変容

踏絵の変容: 寛永6(1629)年(竹中采女正重義在勤中)

踏絵の対象者: 「広く諸人」(=多くの住民)

踏絵の道具: 掛物や鑄造された銅像を板に彫入れたもの ⇒ 板踏絵

## III. 改正

踏絵の改正: 寛永7(1630)年

踏絵の対象者: 「乞食ニ至ルマデ」(=全ての住民)

## IV. 定着

踏絵の定着: 寛文9(1669)年(河野権右衛門通定在勤中)

踏絵の道具: 本古川町萩原祐佐に命じて「唐銅」(青銅)で20枚の絵像を製造 ⇒ 真鍮踏絵  
⇒ 長崎奉行所から踏絵を貸与する・・・福岡藩・佐賀藩・唐津藩・鹿児島藩などでは実施せず

# 踏絵の変化

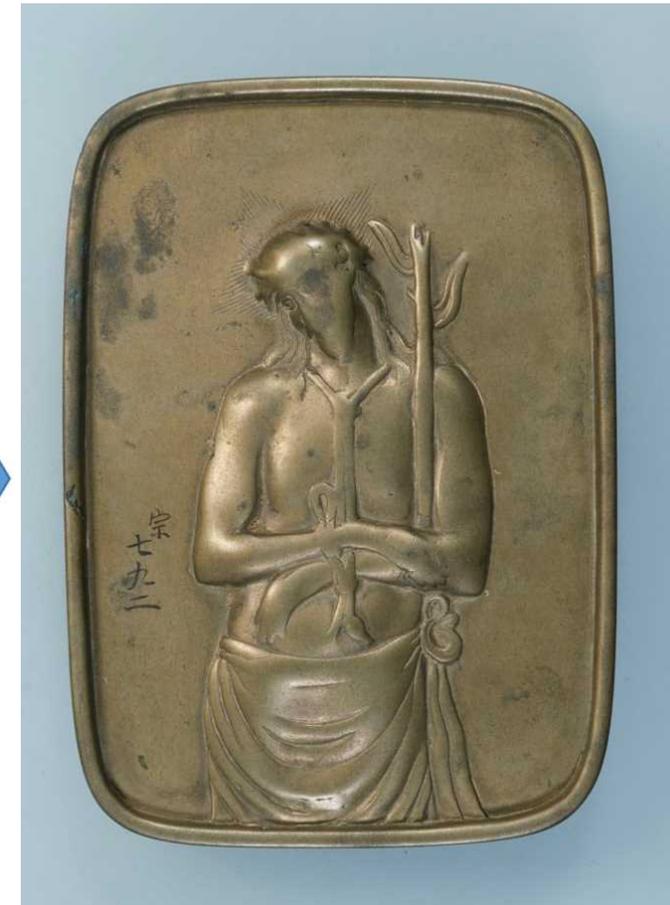
紙踏絵



板踏絵



真鍮踏絵



# 踏絵を独自に所持した藩

## 【小倉藩】

- ①島原天草一揆の際に森宗意軒が所持していた「奇利支丹の像」を持ち帰る。
- ②円応寺裏山から掘り出された。
- ③長崎奉行牛込忠左衛門から譲り受けた。  
⇒「像」として認識…「像踏」と呼称

## 【熊本藩】

寛永11（1634）年8月17日

- ①キリシタンがいたら「いやかり」（嫌がり）ことを書物に書かせる  
⇒南蛮誓詞
- ②「ミゑい」（御影）という天道の形を絵に書いたものを踏ませる  
⇒影踏

# 天草の潜伏キリシタンの対応と実情

島原天草一揆以降、各地から移民を受け入れる。

- ・村落の復興…鈴木代官による建て直し  
→仏教政策の強化

①寺請制度を受け入れる。

各住民は寺院の檀家となる。

→仏教徒として間接的証明＝非キリシタン

②踏絵の実施

個人行為から非キリシタンであることの直接的証明

⇒二重のチェック体制

【対応】

①疑似信仰

慈母観音をマリアにみたてる

②経消し

仏式葬儀の帳消し

# 崩れの対応と潜伏信仰 天草崩れ（1805年）

大江村・崎津村・今富村・高浜村の  
5000人超のキリシタン容疑者が検挙

## 【実態】

①信心具の没収

②洗礼名の確認

→天草の潜伏キリシタンの把握

## 【幕府の判断】

非キリシタンと認定

→①寺請制度

②踏絵の実施

⇒「心得違」として構なし

## 【対応】

『異宗回信之者影踏帳』の作成

『仏像并仏名付候品差出候分覚帳』

七月廿日差出

サンタ丸や

彦十

一仏像 一面

是ハ蛮国物と相見候

養父方伝来之由

鉛か錫カト見へ申候、（中略）表ニサンタ丸や、

右ノ手ニ子ヲ抱タル在リ、裏ニハ厩ノ内ノ産ヲ

スル体ノ像在リ、大サ錢ヨリ小ク

七月廿一日差出ス

仏名クルス

一仏像 一面

彦七

但家二入

仏像表合掌シタル像有、裏クスルニ懸リタル体

ノ像有、大サ空豆位也（後略）

# 絵踏・影踏の地域性

長崎：各家を巡回

⇒乙名や組頭などの町役人が各家を回る

巡回するメンバーは固定（特に乙名は必須）

→乙名の重要な職責

熊本・小倉・島原藩・天草など：庄屋宅や、会所、寺社境内で実施

⇒対象者の招集、町・村役人らと同伴

麦作見分と兼ねる／褒賞伝達の場合

免除規定の有無

- ・寸志を納める（熊本）／老衰や病気、年貢早期納入（小倉）
- ・疱瘡流行により一村免除（天草）

# 踏絵の時の様子

## ① 【小倉藩】

- ・早朝から指定場所へ来ること。
- ・像踏前に酔っ払っていたり買物などしないように。

## ② 【天草】

- ・宗門改の時に役場庭先で商売がおこなわれている。
- ・商人などが物品を売買することを控えるように。

## ③ 【長崎】

- ・遊女の踏絵のときには見物客が集まる。

【小倉藩中村平左衛門日記】

①安政三（一八五六）年三月十日

一明後十二日宗門御改二付、像踏の者早朝方罷出、像踏  
前二酒を酔候事ハ勿論、買物等いたし候儀不致候様、  
両手永へ申触ル

【天草大庄屋木山家御用触写帳】

②万延元年（一八六〇）年閏三月十一日

宗門御改之節是迄村々におゐて役場庭先二小間物食用  
品等持出し売買致候得共、今度人別御改方格別嚴重被  
仰出候二付而ハ商人等立売候而者混雜いたし候二付評  
義之通り一同差留方御取計可被成候

# 踏絵の変容

①踏絵は厳正に履行されるものとして開始したがのちに形骸化

→酔狂の上で像踏・・・対象者の怠慢

市場ができ買物・・・イベント化

②行政側：免除規定の創設…厳正さを希薄

→刑事手続きの手段から行政手続きへと変容

キリシタン側：経消しの作法で対応

→踏絵をすれば非キリシタンと認定

③踏絵の画期

→真鍮踏絵の導入

「信仰の対象として崇める神や聖人の画像を踏ませる」ものではなく  
なった。

信心具とは異なる踏絵の製作は、潜伏キリシタンにとっては容易に踏むことを可能とする環境を整えた。

→踏絵を踏むことで組織を維持する柔軟な対応を導き出した

# 踏絵の場所の変化



## 【長崎】

浦上天主堂…浦上村旧庄屋高谷宅跡  
1914年に献堂

## 【天草】

崎津教会…崎津村旧庄屋吉田宅跡  
1934年に献堂  
→鉄川与助

## 【由縁】

江戸時代のキリスト教迫害の時期にそこが踏絵を踏まされた庄屋敷跡だったため、かつての苦難を忘れないようにするため

= 実態と乖離？

布教するための喧伝という味方

⇒ かつての歴史を活動に利用

# キリシタン史の見解と世界遺産

## I 潜伏キリシタンの実態

①取り締まりの正当性⇒弾圧・迫害という表現は適切か

合法的手段として日蓮宗などと同じように禁じられた一派

②悲劇史からの転換⇒ふたつの“強”さ

・・・精神的強さと強かさ

信仰を守るための“面従腹背”

→寺請制度・踏絵を逆手にとる（幕府よりキリシタンが上手）

## II キリシタン史への理解

①行政による一方向的な見解提示への不安

②構成資産の保持への体制／関連資産の創出への努力

⇒行政だけでの対応・自助努力では限界・・・熊大のフォロー

# 安高研究室で現在行なっている取り組み — 附属図書館での展示活動 —



2017年7月21日～、現在 6 回目  
年に 3 回展示替え  
テーマ：「島原大変肥後迷惑の記録  
と記憶」など  
学生が主役の企画展  
→実践教育の場

- ・ 調査
- ・ 解説文
- ・ 展示作業
- ・ 解説シート



# 安高研究室で現在行なっている取り組み —天草市立天草キリシタン館—



2016年12月12日～

年2～3回の時宜にあわせたテーマ  
で展示、現在5回目

「熊本・天草のキリスト教」（現在  
開催中）

産学官連携事業（=triple Win）

産：自社製品のPR・社会還元

学：地域貢献・学生教育の場

官：博物館教育・住民サービス向上

今後の展開

研究推進と成果還元

地（知）の拠点として

地域と協働